

# 衣物疏からみた前漢末から魏晋にかけての 納棺儀礼とその展開

鈴木直美

**要旨** 本稿の目的は、前漢末から魏晋（前1世紀末から後5世紀初）にかけての衣物疏（衣類や手回り品を書き出して納棺したりリスト）の内容と記載方法を検討し、『儀礼』士喪礼・既夕礼など伝世文献所載の葬送儀礼と照合しながら、儀礼における衣物疏の役割を明らかにすることである。そして、衣物疏の記載品目とその数を検証することで、漢代以来の厚葬の風がどのように変化したかを考えた。

本稿の主な検討結果は以下の三点である。第一に既夕礼では出棺に先立ち、贈品目録と副葬品目録（読贈・読遣）を読み上げながら物品を披露する。また、先行研究の指摘によれば唐の代宗の葬儀では納棺儀礼（大斂）に納棺品を読み上げている。衣物疏は遺体とともに棺に納められ、出棺前の読み上げと納棺品披露はできないため前漢末から魏晋においても、出棺前でなく納棺儀礼で衣物疏を読み上げながら親族や参列者に納棺品を披露していたと考えられる。第二に本稿で検討した尹湾6号墓衣物疏の書き込み方は、士喪礼における死者への衣類・衣衾の着せかけから納棺にいたる儀礼の諸段階をかなり正確に反映している。他にも衣物疏の多くが増補や編集、清書を経ていることから、納棺儀礼の準備過程で納棺品や贈品、および贈り主を正確に記録し、納棺儀礼での読み上げと納棺品の提示に支障がないよう気をつけていることがわかる。第三に衣物疏の記載品目と点数からみて、前漢末の江蘇省北部・山東省においては死亡から納棺までの間に死者に多くの衣類・衣衾を着せかける儀礼があったことがわかる。この衣服・衣衾点数の多さは江南で西晋末頃まで継承されており、この傾向は漢代以来の厚葬の風が大きく影響していると考えられるが、晋の南渡にともない江南での衣類・衣衾数が激減しており、魏晋の薄葬志向が江南に及んだことをしめしている。一方で魏晋の甘肅省の衣物疏記載衣類には墓主の着用分しか記していないが、これは漢代以来、この地域の墓葬の副葬衣類の少なさに由来するもので、必ずしも魏晋の薄葬志向によるものとはいえない。

キーワード：衣物疏, 前漢末から魏晋, 納棺儀礼, 厚葬と薄葬

## はじめに

衣物疏とは前漢後期から唐（前1世紀末～後7世紀半）にかけて墓葬に副葬された衣類や手回り品などを書き出したリストであり、その素材には簡牘や紙、時に絹や石刻が使用される。また、一般的に春秋・戦国の交から前漢前期まで（前5世紀後半～前2世紀後半）の墓葬から発見される遺策は槨箱から発見されるのに対し、衣物疏は素材に関わらず棺内から出土することを特徴とする<sup>(1)</sup>。本論では前漢末から魏晋にかけての主に簡牘に書かれた衣物疏の作成から納棺への過程を読み解き、『儀礼』士喪礼・既夕礼の記述と照合することで、そこに反映される葬送儀礼の諸段階を明らかにする。そして、衣物疏から読み取れる葬送儀礼について、漢代から魏晋にかけて何が継承され、何が変容したのかを考えてみたい。なお主として簡牘に書かれた衣物疏を対象とするのは、後述する先行研究でトルファン衣物疏（大半が紙を使用）の葬送儀礼での役割がすでに論じられているからである。

筆者はかつて馬王堆3号墓や鳳凰山漢墓群出土の遺策を題材にして、葬送準備から埋葬にいたる諸段階を遺策の作成過程が反映していることを指摘した<sup>(2)</sup>。以前は遺策や衣物疏などの葬送簡牘は単に副葬品リストとみなされていたため、葬送儀礼での役割に結びつけられてこなかった。しかし最近10年ほどでこうした状況が克服され、葬送簡牘研究は古礼の諸段階を生き生きと復元し、長い時間的射程における古礼の展開を考える重要な手段となってきた。例えば、曾侯乙墓遺策を葬儀に寄贈された車馬と葬列への使用計画・記録とみるルーク・ハバースタッド氏の論考や<sup>(3)</sup>、副葬品やその副葬位置を踏まえたうえで葬送簡牘の作成過程を検証し、葬送儀礼での葬送簡牘の儀礼的役割を述べた田天氏の研究が公表されている（田天論文詳細は後述）<sup>(4)</sup>。

また、筆者は前稿で前漢後期から魏晋にかけて（前1世紀末～後5世紀初）の衣物疏を集成し、その出土状況、簡牘の仕様や書式、添付文書の有無について分類、整理した<sup>(5)</sup>。そこで言及できなかったのは衣物疏記載内容が映し出す葬送観の変化である。周知のように、漢代には厚葬の風が盛行し、孝養をしめたい子孫たちは惜しみなく葬送儀礼や墳墓造営に注力した<sup>(6)</sup>。しかし後漢末以降、曹操の薄葬令にみられるように、戦乱による盗掘の横行や財源の乏しさ、黄河流域からの人々の避難によって薄葬が選択されるようになる。ただし、その後も薄葬一辺倒になったわけではなく、経済的、社会的条件がゆるせば手厚い葬送が選好された<sup>(7)</sup>。このように葬送観が揺れ動いた時代において、衣物疏とそれに関わる葬送儀礼に何の影響もなかったとは思えないのである。

本論ではまず、『儀礼』士喪礼・既夕礼での葬送儀礼の進行を確認したうえで、先行研究の成果と検討課題を詳述する。そして葬送儀礼と衣物疏作成が同調するかを確かめたのち、衣服と衣衾を中心にして記載内容から厚葬と薄葬の風俗が読み取れるかを考えてゆく。衣服・衣衾

を中心に考察するのは、『儀礼』所載葬送儀礼には衣類・衣衾についての記述が多いこと、それ以外の物品は衣物疏ごとに内容にばらつきがあり比較しにくいからである。なお、本論で使用する衣物疏は文末〔表1〕にまとめているので、適宜参照されたい。

## 1. 『儀礼』士喪礼・既夕礼にみる葬送儀礼と問題の所在

### (1) 『儀礼』士喪礼・既夕礼にみる葬送儀礼の進行と衣服

ここではまず、『儀礼』士喪礼・既夕礼をもとに死亡当日から出棺までの葬送儀礼を衣服・衣衾に重点を置いて概観しておく<sup>(8)</sup>。まず死亡当日には魂を呼び戻す復ののち、死亡が確定すると訃報が送られ、君主や親族、知人は弔問とともに衣服を贈る。これが襚である。襚による贈品は喪家の用意した衣服とともに襲のための衣服として陳列される。襲とは沐浴・飯含後に死者の爪や髭・髪が整え、生前の姿に近い服装をさせる儀礼で、頭部に掩（頭覆い）・瑱（耳塞）・幘目（目覆い）を、身体に明衣（下着）をつけ、衣三称（一称は上衣・下衣1セット）を着せて手足を縛り、冒と衣衾で遺体を覆う。

死亡翌日の小斂では、室内に席（敷物）を敷き、その上に衣服を縛る絞（布帯）、および衣衾と十九称の衣服を重ねて陳列する。これらの上に遺体を移動し、衣服・衣衾でくるんだ上から絞で縛る。小斂後に遺体は席上に移され、奠が供えられる。次いで翌々日の大斂では両縛・衣衾・衣服三十称が順番に展示される。これらの衣衾・衣服で遺体を包み、衣衾で覆った上から絞で縛って納棺、すなわち大斂となる。襲・小斂・大斂前の陳列には儀礼に必要な物品がそろっているか確認するとともに、参列者に披露する目的がある。

殯ののち、埋葬前日までに国君から贈（車馬）、賓客から賻（財貨）が贈られ、これら贈品と副葬品を合わせて策に記録する。記録された贈品は埋葬当日の大遣奠の際に参列者の前で算木を置きながら読み上げられ（読賻）、主人と主婦はそこで哭礼する。鄭玄がこの読賻について「必ず算を積くは其の多きを栄えとすればなり」と注するように、贈品の多さは喪家の社会的地位を誇る意味がある。算木までも置いてみせるのは、その栄誉を参列者に目に見える形で印象づける効果を持つ。このあと副葬品目録が読み上げられ（読遣）、主人・主婦はここでも哭礼を行い、ようやく出棺である。

### (2) 先行研究にみる納棺儀礼と衣物疏の役割

前述の田天氏は、遣策と衣物疏の出土場所や内容、作成過程を検証し、その性格の違いを明らかにした。氏によれば、遣策の書かれ方や記載内容と物品の照合をするチェックマークからみて、衣類を記載する遣策と他の副葬品を記載する遣策はしばしば別に作成され、異なるタイミングで記載内容と物品の照合が行われた。それは衣類が大斂までの間に着用・納棺されるのに対し、他の副葬品は大遣奠で衣物疏を読み上げながら披露、確認されるからである。大斂ま

でに作成・使用された衣類記載簡は他の遺策とともに副葬されることもあれば、副葬されないことすらあり、衣類記載簡は納棺儀礼に特化している点で他の物品記載簡とは異なっていた。一方、前漢後期以降の衣物疏は衣類を中心とした記載内容を特徴とする。特に尹湾6号墓出土衣物疏など着用・納棺を確認するチェックマークがあることからみて、確かに大斂までの間に記載品と物品との照合は行われている。しかし、衣物疏は棺内に納められるため大遺奠時の読み上げは不可能で、出棺前に記載品を披露する儀礼は行われていなかった。その理由は遺策が遺族や参列者の前で読み上げという生者のための儀礼に使用されたのに対し、衣物疏は死者のために作成されたからであり、その背景には死後の世界観の変化があった<sup>(9)</sup>。

田天氏による整理・分析は精緻であり、納棺儀礼と衣類記載遺策の作成と物品照合が連動する点は大いに首肯しうる。しかし、衣物疏が納棺品を記して納棺されるからといって、はたして納棺品を照合・披露するための儀礼がなかったとまでいえるだろうか。加えて田天氏は衣物疏の納棺が主流となる理由を死後の世界観の変化に求めるが具体的にその世界観を説明してはいない。確かに死後の世界観の変化は重要な要素であるが、遺策のように葬送儀礼を執行する生者の側にも目配りする必要がある。

衣物疏といえば五胡十六国時代から唐代（4世紀後半～7世紀半ば）にかけてのトルファン衣物疏が有名であり、研究蓄積も厚い。なかでも稲田奈津子氏によれば『大唐元陵儀注』（『通典』礼四十五凶礼七喪制之三「大斂」）に記された代宗の葬儀（779年）では、納棺前に「白素版」（白木の板）に記された納棺品が読み上げられていた。さらに、『道士吉凶儀』入棺大斂儀第五（『要修科儀戒律鈔』卷15・16所収）に残る、南朝梁の道士の葬儀においても死者の身につける経法と衣類・手回り品・文具などの納棺品、および棺外の副葬品が納棺・埋葬手順にしたがってリスト化され、添付文書（天老から冥府の神への移文）とともに用意される。『道士吉凶儀』は旧時の移文は「白素」に書かれたが、最近では紙にも書かれると述べており、代宗の納棺儀礼の「白素板」が古礼を残すものであり、紙を用いるトルファン衣物疏はその発展形といえる。そして、こうした代宗や道士の事例を勘案すると、トルファン衣物疏もまた納棺時に死者の衣類や持ち物を提示するために参列者の前で読み上げられ、最終的に棺に納められたと考えられる<sup>(10)</sup>。

この稲田論文による納棺時の衣物疏の読み上げと、参列者へ納棺品の提示を説いた点は筆者にとって示唆的だった。『儀礼』は大遺奠時の読誦・読遣しか伝えておらず、どんなに衣物疏を見つめていても、納棺時の読み上げ儀礼の存在そのものを立証することはできない。けれども『大唐元陵儀注』の記事はトルファン衣物疏より古い時代にも納棺儀礼において読み上げが行われていたと予測させる。そしてもし、衣物疏に遺策同様の作成過程の痕跡が残っており、それが納棺までの諸段階と何らかの形で同調するのであれば、その過程を読み上げに向けての準備と見なすこともできよう。そこでこの納棺までの諸段階を跡づけるために、次に尹湾6号

墓出土衣物疏を子細に観察してみたい。

## 2. 尹湾6号墓出土衣物疏にみる葬送儀礼の過程

ここではまず、田天氏も取り上げた尹湾6号墓衣物疏について、その記載順や物品との照合のタイミングを確認し、葬送儀礼進行とどのように同調するか再考する。すでに田天氏がチェックマーク「衣」は着用衣類をしめすことを指摘しているが、他の「レ」「ノ」の使い分けには踏み込んでおらず、検討の余地を残すからである。

尹湾6号墓は江蘇省連雲港市で発見された漢墓で<sup>(11)</sup>、墓主が携えた上計制度に関わる簿籍や文学作品・占いなどの書物、墓主の行動を記録した「質日」などですでに名高い。墓葬の構造は一槨一棺の堅型木槨墓で、男女の合葬墓である（以下、本稿での「一棺」は棺を重ねた数であり、合葬した棺の数ではない）。副葬された暦譜より、埋葬年は前漢成帝元延3年（前10）ごろとされており、男性墓主は東海郡で功曹史を務めた師饒で、字は君兄という人物である（女性は不明）。

衣物疏は木牘2枚、簡12の両面を使用した「君兄衣物疏」と、簡13の正面の「君兄繪繪方緹中物疏」（繪方緹とは柄の四角い手提げ<sup>がら</sup>）、同背面の「君兄節筭小物疏」、合計3種から成り立っている。これらは他の副葬簡牘とともに男棺内の脚のあたりから発見された（女棺に衣物疏なし）。3種の衣物疏のうち「君兄繪繪方緹中物疏」には筆記具と書籍、「君兄節筭小物疏」には筭・化粧雑貨・手ぬぐい・手袋などの雑貨類を記載している。以下、3種の衣物疏について、どのように書かれたのかに注目しながらみてゆきたい。

### (1) 「君兄衣物疏」（簡12正背）

「君兄衣物疏」（下掲）には衣服を中心に、衣服・衣衾・飯含・履（くつ）・刀剣・席などが書かれており、釈文は以下のとおりである（斜体は別筆）。

君兄衣物疏	早復衣一領ノ	縹丸復襦一領ノ	白鮮支単袴一ノ
繡被二領レ	間中単一領ノ	間青復襦一領ノ	練単襦三領ノノ
縹被一領ノ	青鮮支中単一領ノ	間青薄襦一領ノ	鮮支単襦二領ノノ
単被二領ノ	縹綺復衣一領衣ノ	早丸大袴一衣衣ノ	早復襜褕一領ノ
早単五領ノノノノ	早丸復衣一領ノ	練早大袴一ノ	早丸襜褕一領衣
白母尊単衣一領ノ	縹丸合衣一領ノ	早布大袴二ノノ	早丸諸于一領ノ
白布単衣一領ノ	霜丸復衣一領ノ	練小袴二ノノ衣ノ	縹丸諸于一領ノ
	青綺復襦一領衣ノ		縹段領一ノ (正)
縹丸下常一ノ	烝栗棺中席一レ	劍一ノ	
縹下常一ノ	絲履一両ノ	刀一ノ	

裨二ノ	繪履一両ノ	●凡卅九領
葛中単一ノ	絨三両ノノ	
縹綺衾一レ	君直縹綺衣一両ノ単襦一領送君兄ノ	
壁	青丸復襦一領ノ	
哈(哈)具		(背)

このうち贈品は背面第2欄「絨(くつ下)三両ノノ」のあとに記載された上衣3点「君直縹綺衣一領ノ・単襦一領送君兄ノ・青丸復襦一領送君兄ノ」である。身体の最も下につける「絨三両」で内容が一端完結していること、書きぶりからみても別筆だからである。「君直」は墓主(師饒ノ君兄)の兄弟など同世代の近親とみられ、これらの衣服の贈り主であろう。「送君兄ノ」も書き方がやや謹直なので、この文言だけ「ノ」と一緒にあとからつけ加えた可能性がある。

第3欄末尾に付された「●凡卅(四十)九領」とは、贈品を含めた正面・背面の上衣・下衣・衣衾の合計である。飯含品やその他の物品はこのなかに含まれない。この数え方については、別筆(贈品)3点を含めず、棺席・飯含品・履各1点を数える張頭成・周群麗説、別筆を入れず第二欄の絨3点を加える寶磊説がある<sup>(12)</sup>。しかし、簿籍の記入方法は一欄につき右端から左端まで書き連ねるのが通常であり、他の同時期の衣物疏では衣服・衣衾には合計を記すが、飯含やその他(履・くつ下を含む)にはしばしば合計を記さず、合計数に入れにくいため上記のように考えた。つまり、贈品を含む全ての衣類・衣衾・席の品目・点数を確認したのちに合計数を記入したのである。

つぎにチェックマークであるが、飯含品と壁(その他に分類)以外の全ての物品に「衣」「レ」「ノ」の三種のうちどれかがつけられている。「単被二領」には「レ」が右側、「ノ」が左側に打たれており、「レ」を先に書いたことがわかる。「衣」は上衣3点、下衣2点につけられている。「レ」は衣衾3種4点・席1点に、「ノ」は他の上衣・下衣・その他物品全てにみえており、「衣」が打たれたその下に改めて打たれたものもある。「レ」「ノ」ともにひとつの品目で複数ある場合は、その数だけ打たれており、物品点数を確認しながらの書き込みをしていると考えられる。欄を分けて右から左へ衣服を書き連ね、チェックマークを入れるのは、居延漢簡など官府で作成される簿籍にもみられる形式であり(EPT56:86など)、「衣」とは着用、「レ」「ノ」は存在の確認をしめしている<sup>(13)</sup>。

では「君兄衣物疏」での3種の使い分けの意味は何だろう。まず、「衣」が打たれている具体的な衣服は「縹綺復衣(縹色のあやぎぬの二重の着物)一領」,「青綺復襦(青いあやぎぬの二重のシャツ)一領」,「早丸襜褕(黒いねりぎぬの裾の真っ直ぐな禪衣)一領」,「早丸大袴(黒い光沢のある練り絹の長いパンツ)一」,「練小袴(練り絹の短いパンツ)二」である(「練小袴二」とあるが「衣」はひとつしかつけられていない)。これら「衣」のついている衣服上衣3点、

下衣2点というのは墓主が着用している状態で、シャツを1枚下着のように着て、禪衣と二重を重ね、下着として短いパンツをつけたうえで長いパンツを穿いているのだろう。土喪礼では沐浴のあとの襲で生前のように衣服が着せられるが、この襲での服装と「衣」のついた衣服はよく符合する。そして、土喪礼では沐浴後に飯含が行われるが、「君兄衣物疏」で飯含と壁にチェックマークが打たれないのは、先に口や衣服の中に仕込まれて、外から見えないからではないか。

そして、「レ」は衣衾3種4点（単被3・衾1）と「棺中席」1点に打たれている。これは土喪礼の小斂に使用される衣衾と席に相当しよう。小斂の段階で衣衾にくるまれた遺体は席に安置され、大斂を待つのである。

最後に、「ノ」の打たれた物品はおそらく大斂で衣服を重ねて行く儀礼で用いる衣服（剣・刀を含む）ではないか。前述の「単被二領レノ」のうち「ノ」の打たれた一領分は衣類の着せかけの最後に用いたのだろう。剣や刀は墓主の身体に載るように出土しているが、衣類・衣衾で包み込むか、遺体に添えるかしたのだと思う。

無論、土喪礼でも準備した衣服を全て用いはいはしないとしており、衣物疏記載数が非常に多いため全てを納棺したとは限らないし、墓内から衣服を入れた容器も見つかっていない。ただ、尹湾2号墓（王莽期）では墓主の遺体は各種素帛により包まれていたと報告され、その厚さは約15cmにもおよぶ。また、その頭・腰・脚は絹帯で縛られ、外側を2層の「絲胎繡繪被」で覆っていたという。「君兄衣物疏」では遺体を縛る帯の記載がないが、2号墓の方法を考慮すると、6号墓でも相当数の衣服を着せかけているに違いない。

## (2) 「君兄繪繪方緹中物疏」と所載品（簡13正面、釈文省略）

次に「君兄繪繪方緹中物疏」であるが、これは手提げの中に入れられた文房具と書籍・書類のリストである。「君兄衣物疏」と異なり、チェックマークは品目筆頭の「方緹ノ」のみしかつけられていない。これは中味の入った状態で手提げの存在だけを確認しているからだろう。

記載品のうち「墨囊一」のように朽ちやすい物品もあるため、副葬品との照合は容易ではないが、「刀二枚」「筆二枚」「板研一」については書刀・筆が各2点、硯が1点棺内から発見されており、衣物疏の内容と納棺品が一致する部分はある。ただここで気になるのは書籍・書類が納棺されたものとかかなり異なる点で、記載品と納棺品のタイトルがはっきり対応するのは「烏傳」のみ、他に「六甲陰陽書一卷」は占い書5種に相当するだろう。また「楚相内史対」や「記一卷」は名謁や名刺、簿籍類を指すのかもしれないが、いささか心許ない。

この書籍・書類の記載品と納棺品の非対応をどのように理解するべきか苦しむが、衣物疏が葬送儀礼用の準備リストであるとすれば、何らかの理由で準備しなかった（できなかった）という可能性がある。また、手提げにしかチェックが入らないということは、記載品と手提げの

中味の不一致が納棺進行上さほど大きな問題ではなく、物品の入った手提げの存在をしめせれば充分だったのではないか。

### (3) 「君兄節筍小物疏」と所載品(簡13背面, 釈文省略)

「君兄節筍小物疏」には櫛類やかんざし、幘など頭部につける物品や、身だしなみ用品、手ぬぐい、真綿や糸など各種雑貨27品目が記載されている。「節筍」は竹筍で、墓主の足下の竹筍を指しているのだと思う。記載品の「疏比一具ノ」に相当する櫛が竹筍の近くから見つかっているが、「鏡及衣各一」であろう鏡1点(鏡衣は不明)は墓主の腰のあたりに置かれており、記載品全てを竹筍に入れて納棺したとは確言しにくい。

次にチェックマークは7品目「疏比一具ノ」「費節一ノ(ブラシと櫛)」「須牙一ノ(ブラシ)」「交刀一具ノ(はさみ)」「道一枚ノ(髪留め)」「詘帯一ノ(帯の一種か)」「□巾一(不明)」しか打たれていない。ただ残念ながら前述の「疏比一具」以外は該当する納棺品と照合できないため、本当にこれらの品々が納棺されたのか不明である。これ以外のチェックマークのない記載品は少なくともリスト化されたが、チェックマークを入れながらの確認はしていないとみられる。

ここまで、「君兄衣物疏」のチェックマークの使い分けは、沐浴後の飯含・襲から大斂にいたる儀礼の諸段階によく同調することがみてとれた。他の2種については不明点も多いが、中味入りの手提げや一部納棺品の確認をしていることは確かで、衣物疏に物品準備と確認の役割があったことは確実である。

## 3. 前漢末から魏晉にかけての衣物疏の書かれ方

本章では前漢末から魏晉にかけての衣物疏を対象を広げ、贈品記録とチェックマーク、増補・編集・清書の痕跡を検証してゆく。こうした痕跡に着目するのは、贈品とその贈り主を書き留めたり、納棺品をできるだけ実際の品目や点数に近づけようとしたりする意識を感じ取れるからである。ちなみに馬王堆1号墓と3号墓の遺策を比較した田天氏は、修正や確認の痕跡のある馬王堆3号墓遺策と、それらが無い1号墓遺策について、前者は下書き、後者は清書ではないかとしている<sup>(14)</sup>。田天氏は副葬された遺策に下書きと清書がある理由について踏み込んでいないが、読み上げ儀礼の可能性を探る一環として衣物疏での下書きと清書についても検討する。

### (1) 贈品記録

まず贈品記録であるが<sup>(15)</sup>、尹湾6号墓と同時代・同地域(江蘇省・山東省)の衣物疏18点には類例がみえない。武威県城南郊の後漢順帝期から靈帝期(以下、後漢中後期とする)に編

年される墓葬から出土した「張徳宗被疏」とタイトルのある衣物疏には19品目中6品目に「送大家」とつけられている<sup>(16)</sup>。最初の1品目には「季明新婦送大家」とされているので「新婦」からみた夫の母（故人の妻）への贈品であろう<sup>(17)</sup>。この衣物疏は19品目中3品目には生前の墓主の使用をしめす「故」が、6品目中贈品3品目を含む4品目に「新」がつけられているが、「故」「新」をつけない品目がどちらに属すのか不明である。ちなみに棺を含む掲載品目全般に「故」をつけることは地域を問わず魏晋の衣物疏やトルファン衣物疏に一般的であるが、「新」「故」を区別するものは珍しい。

次に魏晋の衣物疏でも贈品を記すのは1点のみである。西晋末頃（3世紀末～4世紀初）に編年される南昌東湖区永外正街晋墓（以下、永外正街晋墓）出土の衣物疏では「小女僮媪」という人物から「故紺襦一領（墓主使用の紺色のシャツ1着）」「故五絲同心一枚（墓主使用の五色の糸の束1点）」が贈られている<sup>(18)</sup>。「小女」とは墓主の末娘とみられる。この衣物疏は全ての品目に「故」がつけられており、贈品にまで「故」をつけるのはおかしく思えるが、墓主の所有を強調したのであろうか。

このように衣物疏を概観したところ、贈品を書き留める事例は極めて少数で、全般的には贈品とそうでないものの区別をせず、贈品を明記するケースでも贈り主は親族に限られる。前述の既夕礼読贈への鄭玄注は贈品の多さが榮譽をしめすとしているが、衣物疏での贈り主が親族であるなら、他の参列者に榮譽をしめす意図は見出せない。

## (2) 衣物疏のチェックマーク

次に衣物疏のチェックマーク（「衣」「レ」「ノ」）であるが、現状では尹湾6号墓を含め前漢後期から後漢前期の3例しか確認できず、魏晋の事例はない。そのうち、尹湾6号墓と同じ連雲港市所在の侍其徭墓衣物疏では「衣」「ノ」がみえている<sup>(19)</sup>。この衣物疏は衣類を中心とした25品目を掲載しているが、冒頭7品目に「衣」が打たれ、他の物品には「ノ」が打たれている。「衣」が打たれているのは上衣6点・下衣1点のみで一般的な着用の範囲であり、「君兄衣物疏」同様沐浴後に着せる衣服のようである。「ノ」は衣衾を含む残り全ての物品に打たれており、納棺までの間に存在を確認したのであろう。また、尹湾6号墓と異なり、侍其徭墓衣物疏では「衣」を付した衣類を冒頭に集中して記載していることからみて、どの衣類をいつ着せるのか、納棺するののかという見通しの立った段階で衣物疏を書いているとみられ、下書きとなるリストを編集・清書した可能性がある。

この他に「ノ」がみえるのは山東省日照市海曲130号墓衣物疏で発見された2枚の衣物疏（03・05と番号）で<sup>(20)</sup>、いずれも衣類が記載されている。盗掘で荒らされたため衣物疏出土位置が不明だが、おそらく合葬墓で墓主各々に添えられたのだろう。このうち完形とみられる03に「ノ」が確認できるが、判読できない文字が多く、打たれた段階までは判断できない。05は下

部が欠損しているが、「ノ」がみえないのは確かであり、合葬墓であってもチェックマークの有無は異なる。以上からみて、全体として納棺された衣物疏へのチェックマークの書き込みは普遍的ではない。

### (3) 増補・編集と清書

では「君兄衣物疏」のような衣物疏の増補・編集・清書はどの程度行われているのか。写真のない簡が多いため確言しにくいだが、増補の痕跡が確認できる事例が多少ある。例えば、武威旱灘坡 19 号墓は姫瑜という人物とその妻の合葬墓で、衣物疏の帳尻文言から姫瑜は前涼升平 13 年 (369) に葬られ、前涼政権において駙馬都尉・建義奮節將軍長史を務めていたことがわかっている<sup>(21)</sup>。また、彼の官職については同出した辞令書様の木牘に明記されていた。この姫瑜の衣物疏には第 1 欄から第 4 欄と第 5 欄 1 行目にかけて衣類、生前の評価(「故本郡清行板一枚」)や官職をしめす印(「故駙馬都尉青銀印一紐」「故奮節將軍長史金印一紐」)、金・銀・白絹など 29 品目が連ねられる。そして、少し空白を空けて第 5 欄 2 行目に縹色の絹が書かれ、再び空白を空けて棺、および前述の木牘や書籍・紙など 5 品目がつけ足されている。町田隆吉氏が指摘するように<sup>(22)</sup>、生前の評価や官職をしめす木牘、印の副葬は死後の世界においても墓主の地位や身分が保証されることを願ってのことである。あとから辞令書様の木牘などを追記するのは、墓主の社会的地位をしめすために念を入れたのか、その理由はわからない。ただ帳尻文言上の合計品目のなかに追記された 5 品目が含まれているから、全ての物品がそろった段階で添付文書を書いていることになる。

反対に帳尻文言の合計品目に別筆が含まれないのが高台駱駝城前涼墓出土衣物疏である<sup>(23)</sup>。同墓は夫婦合葬墓で妻である趙阿茲の衣物疏の帳尻によれば、彼女は前涼建興 5 年 (317) に葬られている。夫の趙双については衣物疏に年代記載がないが都中という官職を務めた経歴がわかる。趙阿茲衣物疏には 4 段にわたり髪飾りや衣服など 36 品目が記載されており、帳尻にもその旨が記される。しかし、木牘の最下方に 3 品目(錦・金・不明品)が書き足されている。つまり、帳尻を記してもなお、必要があれば柔軟に書き足しているのである<sup>(24)</sup>。こうした追記からみて、遺策がそうであったように、衣物疏もまた葬送儀礼準備の進行にともない増補され、そのまま副葬(納棺)されるものであった。

その一方で、増補のあとを残さず、一気に書き上げたと思われる衣物疏もある。例えば青島市土山屯 147 号墓衣物疏は衣類全般の小計と雑貨類全般の小計、衣類・雑貨類の合計を記している。その書きぶりは終始謹直で、各欄は刻線によって区切られている。前述の尹湾 2 号墓衣物疏もまた一貫して謹直な書体で書かれ、衣類(衣衾・手ぬぐいを含む)を 9 種に分けて小計を出している。ただし、背面の雑貨類については小計がなく、衣類を含めた総計もない。こちらもやはり刻線によって各欄を区切っている。いずれの衣物疏も小計・合計の存在、丁寧な書

きぶりからみて、納棺に必要な品々の見通しが立ってから衣物疏を作成したようである<sup>(25)</sup>。このように整った衣物疏が存在するからにはその下書きが存在し、清書後の衣物疏を納棺した蓋然性が高い。

このうした増補や編集、清書の様子には納棺品をできるだけ正確に記録しておこうとする意識が看取できる。少ないながら、親族からの贈品を書き留めた衣物疏もある。こうした意識は、納棺品披露にあたり遺漏のないように努めているからではなかろうか。さらに、『儀礼』既夕礼の読誦では贈品を算木で数えながら披露するが、贈品を含めチェックマークを打ちながら物品を確認するという行為も、事務的な作業ではなく、参列者の眼前で納棺品披露する儀礼的動作のひとつだったかもしれない。推測を重ねることにはなるが、衣物疏は単なる納棺品リストではなく、参列者の前で品物を提示しながら読まれることで、喪家の手厚い葬送を確かめるツールとなっていたのだと考える。

#### 4. 衣服の着せかけにみる「薄葬」

##### (1) 薄葬と衣服・衣衾

士喪礼では弔問にともない多くの衣服が喪家に贈られ、遺体は何重もの衣服・衣衾で包まれ納棺された。また、漢代は厚葬の風が盛行し、葬送儀礼や墓葬の造営に惜しみなく財力が用いられた。実際、尹湾6号墓衣物疏には士喪礼に記す古礼や、厚葬の風を体現するように多くの衣服や手回り品がびっしりと記載されていた。

一方『礼記』檀弓下では延陵季子が納棺時の衣服を平服とし、墓葬を簡素にしたことに対する孔子の好意的な評価を載せる。骨肉が土に帰るには簡素な埋葬で充分で、魂気がそこに留まるわけではないと考えるからである。実際、漢代でも裸葬を遺言した楊王孫の例があり（『漢書』楊王孫伝）、後漢の外戚梁商もまた葬送用衣服を平服とし、新調もしないように誡めている（『後漢書』梁商伝）。しかし、楊王孫や梁商の遺言に家族は大きな抵抗感を抱いたし、決して一般的な考え方ではなかった。その後、後漢末の動乱により盗掘が横行し、自身も墓葬を荒らした経験を持つ曹操は「薄葬令」を出し（『三国志』魏書武帝紀、建安10年条）、余計な衣服や葬送用品の使用を禁じた（『晋書』礼志中）。文帝もまたその寿陵を自然地形（山稜）によって造営し、陵園を廃止、葬具や副葬品を簡素にした（『三国志』魏書文帝紀、黄初3年条）。曹操や文帝の命令は盗掘の横行、財政の節減といった切実な理由によるが、これ以降、知識人による薄葬の希望が史書に散見するようになり、西晋の皇甫謐のいわゆる「篤終論」にいたっては、沐浴をも拒み、平時の衣服を指定し、衣衾はムシロで充分だとまで言い残している（『晋書』皇甫謐伝）。彼らの遺志は必ずしもそのまま実行されたわけではないが、後漢末以降、薄葬は現実的な要請と知識人としての矜持双方から一定程度受容されてゆく<sup>(26)</sup>。

## (2) 衣物疏と「薄葬」

では、上述の薄葬、特に衣服・衣衾の簡素化は衣物疏にも反映されているだろうか。文末〔表2〕は主立った衣物疏記載品を稲田論文の分類を参考に、頭・上衣・下衣・履物・衣衾・その他・飯含の項目を立て、各々の点数を数えたものである。衣衾の点数には遺体を置く席（席の材質は問わない）も含めた。「頭」とは鬘や頭巾、釵などの髪飾りの他に顔を覆う布も含んでいる。履物は履のほか、くつ下も入れてある。稲田論文が袋類（手足の爪を入れる小袋・懷中に物を入れるための小袋・蹴鞠の小袋）・兎豪（兎毛）・黄金・弩機郭などを「遺体に添えられる象徴的・呪術的物品」としているが、手足の爪を入れる小袋以外は象徴的・呪術的というよりも手回り品としての性格が強いと思われるので、本稿では手回り品一般を「その他」とした。また、土喪礼では沐浴直後に飯含が行われるため飯含品は別にし、納棺までの間に棺が必要とされるのは最後なので、棺も別項目とした。「？」は釈読不能か、どのような物品か不明なものである。以下、行論を煩瑣にしないため、衣類と衣衾を中心にみてゆくことにする。

まず、死者にとっての最低限の服装の基準を確かめるために、尹湾6号墓衣物疏で墓主の着用分（「衣」のある項目と点数）を数えてみると、上衣3点・下衣2点となり、そこに衣衾5点（「レ」のある項目と点数）を加えている。これに対し、頭部3点・上衣30点・下衣8点・履物5点・衣衾2点・その他68点は墓主が直接身につけず、棺を閉じるまでの間に納棺されたことになる。同じく侍其徭墓着用分は上衣5点・下衣1点となる一方、上衣15点・下衣4点・衣衾4点は着用していない。いずれの事例も、墓主の着用分（尹湾6号墓は衣衾を含む）を大きく上回る衣類、特に上衣が記載されている。着用分が明示されない海州前漢墓3号棺・尹湾2号墓・土山屯147号墓でも上衣を中心に記載点数の多さが目につく。

この上衣を中心とした衣類の多い傾向は、魏晋以降の江南出土衣物疏に継承される。およそ230年代に比定される南昌東呉墓衣物疏では上衣29点・下衣5点・履物5点・衣衾3点、およびその他45点が確認できる<sup>(27)</sup>。ちなみに、この墓葬では頭部18点が記載されているが、頭部に関わる物品の多さは、江南と甘粛省で共通する。

ただ、江南出土衣物疏の記載点数が多いといっても、西晋末頃（3世紀末～4世紀初）とされる永外正街晋墓では上衣10点・下衣5点・衣衾2点、東晋升平5年（361）まで下る長沙北門花園東晋墓では上衣12点・下衣7点・衣衾2点まで減っている。南昌東呉墓と永外正街晋墓はともに前後室墓に耳室がつく同時代の墓葬としては大きい墓葬で、同等規模の墓葬であっても4世紀以降は記載点数が少なくなる傾向が見て取れる。

では甘粛省の衣物疏はどうか。後漢中後期とされる武威南郊墓（前述。張徳宗衣物疏）では頭部に関わる物品がない点で前漢末から後漢初期にかけての衣物疏と共通する。しかし、上衣8点・下衣7点というのはかなり少なくみえる。駱駝城前涼墓衣物疏（前述。317年頃）では頭部につけるものが6点に増えている一方で、上衣6点・下衣4点と非常に少なく、尹湾6号

墓・侍其徭墓の着用点数に近い点数しか記載されていない。武威旱灘坡 19 号墓姫瑜衣物疏（前述。前涼。369 年）では上衣が 10 点とやや多いものの、下衣は 3 点しか記されない。こうした傾向は玉門畢家灘 26 号墓<sup>(28)</sup>などでも同様であり、甘肅省出土の衣物疏は大勢として衣類の記載点数が少なく、ほぼ墓主の着用分程度しか記さない<sup>(29)</sup>。

### (3) 衣物疏記載点数と墓主の社会的階層

それでは衣物疏記載点数の減少は単純に魏晋以降の薄葬志向が原因といえるか。結論を急ぐ前に、衣物疏記載点数の多寡は喪家の階層や経済力に左右される可能性があるため、ここで墓主の社会階層を時代と地域を区切って確認しておく。

#### ①前漢末から後漢初の衣物疏（現江蘇省・山東省の墓葬出土）

前述の尹湾 6 号墓墓主は東海郡の功曹史を務め、一槨一棺墓に葬られており、侍其徭墓も官職は不明だが同等規模の墓葬である。海州 1 号墓も一槨一棺墓（四棺合葬）であるが、2 号棺墓主には亀紐印が納棺されており、三百石以上の官職に就いていた可能性がある<sup>(30)</sup>。官職名の判明しない墓葬が多いため曖昧ではあるが、墓主らは郡県の中堅官僚を出しうる階層で、尹湾 6 号墓などは周囲に同等の墓葬が点在していることからみて地域社会に相応の血縁・姻戚基盤を持つ者たちと考えうる。ただし、前掲土山屯 147 号墓は墓葬構造も一槨二棺（磚槨）であり、棺中席もガラススタイル製であるなど他の漢墓とは一線を画している。墓主は堂邑令を務めた劉賜という人物で、宗室に連なる者と思いたため、尹湾 6 号墓などより上の階層も衣物疏を納棺する風習を帯びていることがわかる<sup>(31)</sup>。

#### ②江南の魏晋墓出土衣物疏

次に江南における魏晋墓であるが、南昌東呉墓、永外正街晋墓はいずれも前後室墓である。黄河流域・長江流域の西晋墓の特徴を整理した韋正論文によれば<sup>(32)</sup>、長江流域では中原よりもドーム型前後室墓の割合が高く、東晋に入るとアーチ型短甬道単室墓が主流となり、甬道のない単室墓も一定数を占め、墓葬構造は画一的で小規模になる。大墓の基準を墓長 6 m とした場合、南昌東呉墓は墓長 6.18m であるから、同時期同地域の墓葬中では大墓クラスに属するといえる。同構造の墓葬としては安徽省の南陵麻橋 3 号墓（三国呉 / 3 世紀半）も 6.65m と同規模であり<sup>(33)</sup>、東晋永和 8 年（352）紀年のある南昌火車站 3 号墓もまた同構造で 6.61m の大墓である。西晋末頃とされる永外正街晋墓は墓長 4m とやや小型になるが、単室墓が増加するこの次期では大きめの墓葬といえる。長沙北門桂花園晋墓は甬道のある単室墓で<sup>(34)</sup>、同時代江南の一般的な墓葬である。

墓主の官職でいうと永外正街晋墓墓主は「中郎豫章南昌都郷吉陽里呉応年七十三字子遠」と書かれた名刺からみて、郎官だったことがわかる。また、南昌火車站 3 号墓では妻の棺から出土した衣物疏に「南昌令雷陔命婦」と記されており、墓主の夫雷陔は東晋の県令であった<sup>(35)</sup>。

報告者によれば雷氏は豫章五姓（『太平寰宇記』江南西道四，洪州）のひとつである。この他、長沙桂花園晋墓でも墓主の夫は公国の典衛令に就いていた。西晋末頃の永外正街晋墓は中型の前後室墓，東晋の南昌火車站3号墓前後室墓，長沙桂花園晋墓は単室墓で墓葬規模・構造の違いがあるが，いずれも墓主自身，乃至は墓主の夫は何らかの官職に就いている点は共通する。にもかかわらず，南昌火車站3号墓，長沙桂花園晋墓は記載点数が少ないということは，西晋末から東晋にかけての間に衣服・衣衾数が減ったことをしめしている。

ちなみに南陵麻橋2号墓からは五聯缶も発見された。小南一郎氏によれば<sup>(36)</sup>，五聯缶は神亭壺の前身にあたる動物飾のない丸形の壺で，両者は南京（建康）から蘇州（呉郡呉）にかけての長江下流域と，その南に連なる浙江省一带から発見され，特に三国当時の会稽郡や呉郡に集中する。この分布の仕方からみて小南氏は，五聯缶・神亭壺を副葬する文化の担い手は呉郡・会稽郡の土着豪族社会の成員であったと考えている。南陵はこの濃密な分布域からは外れていても，小南氏の見解を敷衍するなら麻橋墓墓主たちもまた土着的要素の強い豪族であった可能性が強い。小南氏は東晋に入ると五聯缶・神亭壺を副葬する葬送文化が断絶すると指摘し，晋の南渡によって呉の在地豪族社会が大きく破壊されたと述べている。五聯缶・神亭壺ほど顕著ではないが，江南において東晋の衣物疏は2例と少なく，4世紀半ばを境に見られなくなるので，衣物疏の担い手にも晋の南渡にともなう在地豪族への影響を考慮しなくてはならないだろう。

### ③甘肅省の魏晋墓出土衣物疏

甘肅省では発掘報告と衣物疏の内容双方がそろう墓葬がないため，衣物疏記載の墓主の属性を手がかりとするしかない。このうち官職が判明するのは前述の高台駱駝城前涼墓の趙双で，衣物疏表題から都中という官職に就いていたことがわかる。武威旱灘坡19号墓（前述）の姫瑜は前涼政権において駙馬都尉・建義奮節將軍長史を務めていた。前涼の駙馬都尉は公主を娶った者が任じられていること，將軍長史であることを考慮すると，中央でも名を知られ，相応の社会的地位を有していたに違いない。駱駝城前涼墓・旱灘坡19号墓ともに墓葬の発掘報告がないため墓葬構造や副葬品からその経済力を知ることはできない。ただ，趙双の上衣は6点，下衣は4点，姫瑜の上衣は10点，下衣は3点であり，中央の高級官である姫瑜の記載点数が若干多い。ただ，玉門畢家灘26号墓の孫狗女という女性の属性は「晋故大女」とのみ記されており，特に夫の官職は記されていないにもかかわらず，上衣・下衣各々5点・4点と趙双と同等であり，記載点数の多寡は社会的地位や階層が左右するとも言い切れない部分がある。

では，この衣類の記載点数の少なさは後漢末以降進行する薄葬傾向によるものだろうか。衣物疏は出土していないが，前漢末に編年される武威磨嘴子48号墓の男性墓主は絹の面罩をかぶり，絹のシャツと下半身には絹の下着をつけてから綿袍を着用し，麻紐で手足を縛られ，麻の衣衾にくるまれていた。女性墓主は高い髻を結って竹釵をさし，面罩をかぶり，黄褐色のシャツと帯を着て，絹の裙を穿き，絹の褶と黄色の綿袍を重ねていた。遺体は3本の絹紐で縛られ，

衣衾はかけていなかった<sup>(37)</sup>。磨嘴子ではこれまで断続的に前漢末から後漢にかけての墓葬が発掘されているが、おしなべて衣類や衣衾は少なく、通常の着用範囲を出ていない<sup>(38)</sup>。この衣服・衣衾を最低限しか着用しない傾向は、前述の厚さ15cmにもおよぶ素帛で包まれた尹湾2号墓墓主とは対照的である。磨嘴子48号墓墓主の身分は当時の報告書が「統治階級の官僚士大夫階層に属す」と推定しているが、10mを超える斜坡墓道のある大きめの墓葬であり、木輜車などを副葬していることからみて尹湾墓群の墓主たちの階層と大きく隔たっていない。したがって衣服・衣衾の少なさは経済力より、葬送観の違いが反映しているはずである<sup>(39)</sup>。

ちなみに魏晋の衣物疏には物品リストとともに死者が冥土に赴く過程での停留禁止を求める文言（「不得留停」「毋苛留」など）が添えられることが多い（〔表1〕タイプCで表記）<sup>(40)</sup>。この停留禁止文言は居延漢簡などにみられる通行証に由来しており<sup>(41)</sup>、磨嘴子15号墓（後漢）などの柩銘にも使用されていることからみて<sup>(42)</sup>、磨嘴子とタイプCの衣物疏の冥界観は連続性を持つ。また、中原地域と異なり後漢末以降の河西ではそれまでみられなかった大型磚室墓が造営されるようになり、酒泉・嘉峪関などでは鮮やかな画像磚墓も目立つ<sup>(43)</sup>。これらを踏まえると、薄葬への意識のみで衣服・衣衾を減らしたとは考えにくく、甘肅省出土衣物疏における衣類・衣衾の少なさは、漢代以来の習俗の延長線上にあるはずである<sup>(44)</sup>。

## おわりに—衣物疏と葬送儀礼—

それでは衣物疏に墓主の着用分程度の衣服・衣衾の記載しかなくなるのは何をしめすだろうか。結論からいえば土喪礼にみられるような納棺までの衣服・衣衾を重ねてゆく儀礼の簡素化である。着用分程度の点数というのは沐浴後の明衣以上に衣服を重ねていないことを表しているからである。山東省・江蘇省、すなわち漢代の青州・徐州のあたりで副葬される衣物疏はおしなべて衣類・衣衾の記載が多い。土喪礼を直接参照していたとはいえないが、この地域では沐浴から納棺までの間に着せかけを繰り返す儀礼を共有しているのだろう。その後約200年の史料的空白をはさみ、衣服・衣衾記載の多さは3世紀の江南で継承される。そもそも大型墓の減少や墓葬構造の簡素化の波は中原地域よりも江南の方が遅く、漢墓に比べても副葬品の点数が減っていない<sup>(45)</sup>。つまり、目に見える墓葬・副葬品だけでなく納棺儀礼の面でも江南は甘肅省に比べ手厚いといえる。

3世紀末頃に境に江南の衣物疏の衣服・衣衾の数量は減少に転じる。東晋墓は一般に単室墓が主流で副葬品点数も少ないが、薄葬志向は墓葬構造や副葬品点数にだけ表出しているのではなく、地上で行われる納棺儀礼にまでおよんでいたのである。この転換の背景には晋の南渡にともなう黄河流域からの人の移動が大きく影響していたに違いない。一方で武威磨嘴子漢墓の遺体の包み方や、甘肅省出土衣物疏にみられるように一貫して衣類・衣衾が少ない、沐浴から納棺までの儀礼が簡素な葬送文化も存在した。どうして差異が生じるのか、にわかに結論は出

しにくい。しいて言うなら漢墓に副葬された銅器・銅鏡・土器・漆器（漆器は前漢墓のみ）数から中原と旧戦国楚地、および全国における厚葬の傾向を分析した蒲慕州氏によれば<sup>(46)</sup>、中原は旧戦国楚地に比べて副葬品点数が少ない傾向がある。衣服・衣衾は出土遺物を数えられないため言いにくいだが、蒲慕州説を参考にするなら、磨嘴子などの衣服・衣衾の少なさは中原と共通する葬俗によるとも想像しうる。無論、葬送や納棺品の丁重さは必ずしも衣服・衣衾によってのみ表現されるわけではない。黄河流域、長江流域ともに晋墓では金器・銀器の副葬が流行するように、衣服・衣衾以外の重要度が増したことを考えてゆく必要がある。

最後に、衣物疏は何のために読み上げられるのだろうか。葬送儀礼とは死者を結節点にして喪主をはじめとする親族と、その関係者が一堂に会する場である。既夕礼で鄭玄が注するように、読贈でしめされる贈品の多さは喪家の榮譽を誇るものだった。けれども今回確認した衣物疏に残る贈品は親族のものに限られており、榮譽というより喪家から死者への手厚い葬送や親族の結びつきを可視化しているようにみえる。ちなみに葬送儀礼での読み上げといえば、『続漢書』礼儀志下が記す皇帝の葬送儀礼では、出棺後の南郊で太尉が諡策を読み上げ、金匱にそれを収納し、参列者に哭礼が命ぜられる。哀策もまた太史令によって羨道で読み上げられ、参列者の哭礼ののち哀策は墓中に入れられる。ここで気づくのは読み上げと哭礼という声と声の呼応であり、読み上げのあとに哭礼が行われる点は既夕礼の読贈・読遣と共通する。無論、哭礼は葬送儀礼の要所で行われるため読贈・読遣のためだけの儀礼ではない。ただ、納棺品の提示と読み上げは、死者への葬送の手厚さを親族や参列者の目と耳にうたえる効果があろう。そして、読み上げの儀礼は彼らの心情を揺さぶり、哀悼や親族から参列者への感謝を全身で発露する舞台と位置づけられているのではなかろうか。言うなれば、衣物疏は納棺品の準備リストに始まり、増補や編集、清書を経て読み上げリストに変貌し、儀礼を通じて最終的に死者と親族、参列者の気持ちを一体化させる役割をになっている。遺策を副葬する前漢前期までの墓葬に比べ、衣物疏の出土する墓葬は納棺品は一定数あっても、槨箱に入れる副葬品が少ない。そのため既夕礼での読贈・読遣は出棺前であるが、衣物疏の時代になると読み上げ儀礼の舞台が納棺時に移動すると考えたい。

なお、魏晋の衣物疏の多くは停留禁止文言のある添付文書をとまっており、死者が冥府の官吏に差し出すための通行証と考えられてきた。ここで納棺品の読み上げという声の効果に注目するのであれば、葬送儀礼の執行者が冥府の官吏に向けて呼びかけるという要素も加味できるかもしれない。いずれにせよ、同じ衣物疏であっても、その背後にある儀礼と葬送観の変化の問題はまだ考察の余地を残している。

長くなったがここまで葬送儀礼における衣物疏の役割を考えながら、前漢後期からトルファン衣物疏や代宗の納棺儀礼までの間を埋めてみた。薄葬志向について語るとき、当然玄学や仏教の影響を考慮しなければならないし、鎮墓瓶や買地券といった同時代の遺物との関連にも触

れるべきだろう。課題が多いのは承知しているが、ひとまず本稿を終えたい。

注

- (1) 遺策が櫛箱から、衣物疏が棺内から出土することは洪石「東周至晋代墓所出土疏簡牘及其相關問題研究」(『考古』2001年第9期)参照。
- (2) 拙稿「馬王堆三号墓出土簡にみる遺策作成過程と目的」(榎山明・佐藤信編『文献と遺物の境界—中国出土簡牘史料の生態的研究—』六一書房, 2011年), 同「鳳凰山前漢墓簡牘にみる遺策作成過程と葬礼準備」(榎山明・佐藤信編『文献と遺物の境界Ⅱ—中国出土簡牘史料の生態的研究—』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, 2014年)。
- (3) Habberstad, Luke, “Texts, Performance, and Spectacle: The Funeral Procession of Marquis Yi of Zeng, 433 b.c.e.”, *Early China* 37 (2014), 181–219.
- (4) 田天「西漢中晩期遺策の変遷及其意義」(王煜編『文物, 文献与文化—歴史考古青年論集』第1輯, 上海古籍出版社, 2017年), 同「西漢遺策中の祝衣」(出土文献与中国古代文明研究協同创新中心中国人民大学学分中心編『出土文献の世界—第六届出土文献青年学者論壇論文集—』中西書局, 2018年), 同「西漢遺策“偶人”簡研究」『文物』2019年第6期。Tian Tian (田天), From “Clothing Strips” to Clothing Lists: Tomb Inventories and Western Han Funerary Ritual (從“衣物簡”到衣物疏——遺策与西漢的喪葬禮儀), *Bamboo and Silk* Vol. 2 (2019), Boston: Brill, pp. 52-86. 同「馬王堆漢墓的遺策与喪葬禮」(『文史』2020年第1期)。なお「馬王堆漢墓的遺策与喪葬禮」では馬王堆1号墓と3号墓の遺策と付け札・副葬品を照合した結果、遺策上では鼎に入った料理が別の容器に詰めて副葬されていたことを論証している。前掲注(2) 拙稿「馬王堆三号墓出土簡にみる遺策作成過程と目的」では鼎の料理を副葬されなかった祭奠としたが訂正したい。
- (5) 拙稿「前漢後期から魏晋にいたる随葬衣物疏簡の展開」(高村武幸・廣瀬薫雄・渡邊英幸編『周縁領域からみた秦漢帝国』2, 六一書房, 2019年)。
- (6) 葬儀や墓葬の造営、丁重な服喪によって孝心をしめすことは、社会的な名声をえると同時に孝廉による推挙を引き寄せる実利的方法でもあった。加藤直子「ひらかれた漢墓—孝廉と「孝子」たちの戦略—」(『美術史研究』35号, 1997年)。
- (7) 厚葬・薄葬の風俗については、蒲慕州『墓葬与生死—中国古代宗教之省思』(聯経出版, 1993年)第8章、韓国河『秦漢魏晋喪葬制度研究』(陝西人民出版社, 1999年)第1章を参照した。特に薄葬が提唱される魏晋においても、社会的安定をえたならば厚葬が好まれるという両書の指摘は重要である。
- (8) 『儀礼』土喪礼・既夕礼における葬送儀礼の進行については、以下を参照した。窪添慶文「中国の喪葬儀礼—漢代の皇帝の儀礼を中心に—」(井上光貞等編『東アジアにおける儀礼と国家』日本古代史講座第9巻, 学生社, 1982年), 池澤優「死の先にある未来—宗教的終末論における滅びと望み—」(東京大学総合研究会『未来』東京大学公開講座74, 東京大学出版会, 2002年), 彭林『中国古代礼儀文明』(中華書局, 2013年)第18・19章。
- (9) Tian Tian, From “Clothing Strips” to Clothing Lists: Tomb Inventories and Western Han Funerary Ritual.
- (10) 稲田奈津子「納棺・埋葬儀礼の復元的考察—トゥルファン出土随葬衣物疏を中心に—」(佐藤信編『律令制と古代国家』吉川弘文館, 2018年)。以下、稲田説引用はこれによる。なお、代宗の納棺儀礼で使用する「白素板」を稲田論文は白木の板とするが、『道士吉凶儀』で移文はかつて「白素」(しらぎぬ)に書いたとしていることを考慮すると、「白素板」はしらぎぬを貼りつけた板のようなものかもしれない。
- (11) 以下、尹湾6号墓・同2号墓(後述)についての報告は連雲港市博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・東海県博物館・中国文物研究所『尹湾漢墓簡牘』(中華書局, 1997年)による。積文についても基本的に本書によるが、先行研究によって改めた部分がある。
- (12) 張顕成・周群麗『尹湾漢墓簡牘校理』(天津古籍出版社, 2011年)上編14, 竇磊『漢晋衣物疏集校及相

- 関問題考察』（武漢大学 2016 年博士論文）第 5・6 節。
- (13) 李均明「読《尹湾漢墓簡牘》雑記」（李学勤・謝桂華主編『簡帛研究二〇〇一』、広西師範大学出版社、2001 年）。
- (14) 前掲注（4）田天「馬王堆漢墓の遺策と喪葬礼」。
- (15) 本項の贈品記録のある衣物疏についてはすでに田天氏に指摘がある。なお、田天氏は戦国楚以来、衣服の贈呈は高級貴族など限られた階層にみられる葬送儀礼で、その傾向は前漢前期まで継承されるが、衣物疏が一般化する前漢末の段階でより身分の低い階層が衣服を贈呈するようになっており、葬送儀礼における身分規制がゆるんだからであると述べている。前掲注（4）田天「西漢遺策中的祝衣」。
- (16) 党寿山「介紹武威出土的兩件隨葬衣物疏木方」（同『武威文物考述』2001 年）。党寿山氏が本簡を後漢順帝期から靈帝期に編年する根拠は同出した緑釉土器が同時代の中原・甘肅省の緑釉土器・明器と共通することによる。ただし、呉広軍氏は衣物疏の表題を第一欄中心に大書する形式は魏晋の高台渠駱駝城から発見される衣物疏の特徴と一致するため、後漢中晩期では早すぎると指摘している。呉浩軍「河西衣物疏叢考—敦煌墓葬文献研究系列之三」（張徳芳主編『甘肅省第二屆簡牘学國際學術研討會論文集』上海古籍出版社、2012 年）。確かに緑釉土器・明器は魏晋でも作られており、同墓についての発掘報告がないため緑釉土器・明器の器型を確認する術もない。ただ、簿籍の表題を第一欄に大書する書式は居延漢簡などにもみえており、魏晋の衣物疏特有のものではなく、漢代以来の官府で作成された簿籍が由来と考えられる。また、現時点で魏晋の甘肅省出土衣物疏で後述する贈品記録はないため尹湾 6 号墓の贈品記録のような古い書き方をしている可能性を残す。筆者自身、本簡の年代は少々下がるかもしれないと思うが、さしあたり党寿山氏の編年によることにする。
- (17) 「大家」は「曹大家（班昭）」など女性への尊称として用いられ、衣物疏の記名「張徳宗」は男性名のようなので夫の父と判断し、贈り先を夫の母とした。
- (18) 江西省博物館「江西南昌晋墓」（『考古』1974 年第 6 期）。
- (19) 南波「江蘇連雲港市海州西漢侍其徭墓」（『考古』1975 年第 3 期）。
- (20) 劉紹剛・鄭同修「日照海曲漢墓出土遺策概述」（『出土文献研究』第 12 輯、中西書局、2013 年）
- (21) 本簡の初出は李均明・何双全『散見簡牘合輯』（文物出版社、1990 年）。積文修訂には田河「武威旱灘坡十九号前涼墓衣物疏考釈」（『社会科学戦線』2012 年第 6 期）がある。
- (22) 町田隆吉「河西出土魏晋・五胡十六国時代漢語文献の基礎的整理」（渡邊義浩編『中国新出資料学の展開』汲古書院、2013 年）。
- (23) 寇克紅「高台駱駝城前涼墓葬衣物疏考釈」（『考古与文物』2011 年第 2 期）。積文の校訂には前掲注（16）呉浩軍論文がある。以下、同墓出土衣物疏についてはこれらによる。
- (24) ちなみに稲田論文はトルファン衣物疏では「頭部につけるもの→上衣→下衣→履物→遺体に添える象徴的・呪術的物品→衣衾→棺」という記載順を持つものが一定数あり、納棺儀礼で墓主の着用・携行する物品を頭から順にしめしながら読み上げるのだらうとしている。今回、漢代から魏晋の衣物疏を見渡したところ、漢代の衣物疏には大勢として上衣から書き始め、下衣、頭飾を含む雑貨類を書くとはいえ、記載点数の多さもあり明確な規範は見出せない。魏晋の衣物疏でも江南・甘肅省ともにほぼ同様である。ただし、前掲高台駱駝城前涼墓趙双・趙阿茲夫妻の衣物疏記載順など 6 例はトルファン衣物疏と共通する順番を持っており、前涼建興 5 年（317）趙阿茲衣物疏が現時点の最古の例で、トルファン衣物疏の規範は少なくとも 4 世紀初めまで遡るといえる。
- (25) 永田英正氏によれば居延漢簡の食糧受給簿には受給者の受け取りをしめすチェックマークが入っており、こうした受給簿は部監から候官へ提出された「第一次の生の記録」であり、これをもとに候官では都尉府に提出する帳簿を清書・編集した。永田英正『居延漢簡の研究』（1989 年、同朋舎）第 1 部第 3 章 4。この手順を参照するなら、加筆や訂正、チェックマークのある下書きをもとに衣物疏を清書するのも充分自然な行為である。
- (26) 吉川忠夫氏によれば「篤終論」は、薄葬に共感する知識人にとってモデルとして意識され続けた。吉川忠夫「皇甫謐の「篤終論」」（『東方学会創立五十周年紀年東方学論集』東方学会、1997 年）。

- (27) 江西省歴史博物館「江西南昌市東呉高栄墓の発掘」(『考古』1980年第3期)。以下、本簡に関わる報告はこれによる。
- (28) 釈文初出は張俊民「甘肅玉門畢家灘出土の衣物疏初探」(『湖南省博物館館刊』第7輯、岳麓書社、2011年)。
- (29) 稲田論文表所載トルファン衣物疏(384年～5世紀末まで)20種を用いて上衣・下衣・衣衾数を確認してみたところ、最も点数の多い2004TAM408:17(令狐阿婢衣物疏)でも上衣5点・下衣6点・衣衾1点、大方は上衣2点、下衣2～4点、衣衾は1点程度の衣物疏が多い。記載点数が少ない点では甘肅省衣物疏と共通するが、上衣より下衣が多い傾向がある。なお、「令狐阿婢衣物疏」の記載点数が多いのは、後述する階層差を考えるのであれば令狐氏が敦煌の名族であることに由来するかもしれない。
- (30) 連雲港市博物館「江蘇連雲港海州西漢墓発掘簡報」(『文物』2012年第3期)。
- (31) 釈文初出は彭峪・衛松涛「青島土山屯墓群147号墓木牘」(『復旦大学出土文献与古文字研究中心網站』<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/4199>, 2017年12月27日)。
- (32) 韋正「簡論西晋时期的南北土族墓葬」(『東南文化』1994年第4期)。大墓の基準を6mとしたのもこれによる。
- (33) 安徽省文物工作隊「安徽南陵縣麻橋東呉墓」(『考古』1984年11月)。以下、本簡についての報告はこれによる。
- (34) 湖南省博物館「長沙兩晋南朝隋墓発掘報告」(『考古学報』1959年3期)。衣物疏の報告は史樹青「晋周芳命妻潘氏衣物券考釈」(『考古通訊』1956年第2期)。
- (35) 江西省文物考古研究所・南昌市博物館「南昌火車站東晋墓葬群発掘簡報」(『文物』2001年第2期)。
- (36) 小南一郎「神亭壺と東呉の文化」(『東方学報』京都、第65冊、1993年)。以下、小南説引用はこれによる。
- (37) 甘肅省博物館「武威磨嘴子三座漢墓発掘簡報」(『文物』1972年122期)。土喪礼の記述と磨嘴子48号墓墓主がまとう衣類・衣衾との比較については李如森『漢代喪葬礼俗』(瀋陽出版社、2003年)第1章第3節を参考にした。
- (38) 1959年発掘26号墓は木馬や木剣などが副葬され、墓主はそれなりの社会的地位があるようだが、男性墓主が長領衣服を身につけたのみでムシロにくるまれ、女性墓主にいたってはムシロ以外に身にまとっていない。甘肅省博物館「甘肅武威磨嘴子漢墓発掘」(『考古』1960年第9期)。なお、2003年発掘磨嘴子25号墓女性墓主は覆面と髪帯、麻履をつけ麻布にくるまれムシロで覆われていた。2005年発掘1号墓男性墓主は単衣・棉衣・夾衣を着て錦の覆面をつけ、錦被で覆われており、磨嘴子漢墓のなかではやや着用品点数が多い。甘肅省文物考古研究所・日本秋田県埋蔵文化財中心・甘肅省博物館「2003年甘肅武威磨嘴子墓地発掘簡報」(『考古与文物』2012年第5期)。甘肅省文物考古研究所「甘肅武威磨嘴子東漢墓(M25)発掘簡報」(『文物』2005年第11期)。武威市文物考古研究所「甘肅省武威磨嘴子漢墓発掘簡報」(『文物』2011年第6期)。
- (39) 居延漢簡と江蘇省儀徵浦漢簡の布帛と衣服の価格を比較した丁邦友氏によれば、前漢後期の河西では内地の揚洲に比べて衣服の価格は大幅に高い。この研究を踏まえて高村武幸氏は河西での繊維製品の需要は内地からの供給なしでは満たせなかったのではないかとしている。確かに衣服の価格や供給量は考慮すべき要素だが、磨嘴子漢墓群の墓葬の大きさや副葬品の手厚さからみて価格や供給量が納棺点数を大きく左右したとは考えにくい。丁邦友『漢代物価新探』(中国社会科学出版社、2009年)第4章2。高村武幸「肩水金閼を往来した人々と前漢後半期の辺郡・内郡」(『東洋学報』第99巻第3号、2017年)。
- (40) 前掲注(5)拙稿による衣物疏の内容分類。Aは物品名と点数、小計や総計のみを記し、物品リストとして完結しているタイプ、BはAに加えて墓主の名のほか、紀年や墓主の官職、物品が墓主生前の使用品であることをことわる文言が入るタイプ、CはBに添付文書がつくタイプである。
- (41) 衣物疏の添付文書が通行証を模していることについては、荒川正晴「トゥルファン漢人の冥界観と仏教信仰」(森安孝夫編『中央アジア出土文物論叢』朋友書店、2004年)、浅見直一郎「黄泉の土地と冥土への旅—中国の葬送文書に関する一考察—」(『大谷学報』第87巻第1号、2007年)参照。

- (42) 馬怡「武威漢墓幡物積考」(張徳芳・孫家洲主編『居延敦煌漢簡出土遺址実地考察論文集』上海古籍出版社, 2012年)。
- (43) 白須浄眞「在地豪族・名族社会——四世紀の河西——」(池田温編『講座敦煌3—敦煌の社会』大東出版社, 1980年)。
- (44) 気になるのは物品に付された「故」、もしくは「故所有」「本自有」などの表記(以下、支障のない限り「故」で代表させる)である。前述の武威県城南郊出土「張徳宗被疏」(後漢後期)では、贈品に「新」、一部の衣服・物品に「故」がつけられており、「故」が墓主の生前の持ち物であったことがわかる。魏晋の衣物疏では「新」はみられない一方で「故」はほとんどの物品につけられるようになり、衣物疏33点中実に27点、江南出土簡で4点、甘肅省出土簡で23例にのぼる。これらの表記は時に生前の所有にそぐわない棺にもおよび、冥府へ向けての所有の証明、主張であると理解されきた。この考え方に異論はないが、つけ加えるなら前述の梁商は薄葬を遺言するにあたり、衣服の新調を禁じたうえで生前着用品を使用するよう命じており、あるいは納棺品などを新調することへの後ろめたさが「故」などの文言をつけさせるとも解釈できる。
- (45) 韓国河・朱津「三国時期墓葬特徴述論」(『中原文物』2010年第6期)。前掲注(32) 韋正論文。
- (46) 前掲注(7) 蒲慕州著書, 第8章第2節。

#### 付 記

本論は科研費 JSPS17K03126, 明治大学アジア史科学研究所「非典籍史料と歴史学Ⅱ」(代表高田幸男), 東京外国語大学アジア・アフリカ研究所共同利用・共同研究課題「秦代地方県庁の日常に肉薄する—中国古代簡牘の横断領域的研究(4)」(代表陶安あんど)による成果である。

衣物疏からみた前漢末から魏晋にかけての納棺儀礼とその展開

(表1)

No.	墓葬名 収集地名	省名	年代	合葬 単人	性別	墓葬規模 ・構造 (棺椁数)	副葬 場所	贈品	チェックマーク 「新」「故」など	タイプ	備考	典拠
1	連雲港市尹湾 6号墓	江蘇	元延3年ごろ (前漢/前10)	合葬墓	男	一椁・足箱	北棺	○	衣・レ・ノ	A	衣物疏簡記名	⑭
2	儀徵市胥浦 101号墓	江蘇	元始5年 (前漢/後5)	合葬墓	女	一椁・頭辺箱	甲棺	×	×	A	衣物疏簡記名。先令券書に記名。 漢隸。頭辺箱の規模が大きい	⑪
3	連雲港市海州 侍其徭墓	江蘇	前漢中後期	合葬墓	男	一椁辺箱	北棺	○	衣・レ	A	同穴異椁合葬墓。亀紐銀印(私印) 出土位置不明だが男性のものか。 南棺衣物疏文字判読不能。	⑦
4	連雲港市海州 侍其徭墓	江蘇	前漢中後期		女		南棺	×	×	A		
5	連雲港市 西郭宝墓	江蘇	前漢中後期	単人墓	男	一椁椁外箱	男棺	×	×	A	名詞2枚に衣物疏がはさまれる	⑩
6	連雲港市海州 1号前漢墓	江蘇	前漢中後期	合葬墓 (4棺)	男	一椁一棺	2号棺	×	×	A	1・3・4号棺女性 2号棺男性。亀紐印(300石以上) 2号棺衣物疏文字判読不能 3号棺衣物疏漢隸。3号棺から私 印。	⑮
7	連雲港市海州 1号前漢墓	江蘇	前漢中後期		女		3号棺	×	×	A		
8	連雲港市海州 翟賀墓	江蘇	前漢後期	合葬墓	男	一椁一棺足箱 辺箱	南棺	×	×	A		⑥
9	連雲港市唐莊高 高頂漢墓	江蘇	前漢後期	単人墓	?	一椁一棺辺箱	?	×	×	A		⑬
10	連雲港市尹湾 2号墓	江蘇	王莽～ 後漢初	単人墓	女	一椁一棺無箱	女棺	×	×	A	謹直な書体	⑭
11	連雲港市海州網 離莊漢墓	江蘇	前漢末～ 後漢初	合葬墓	女	一椁一棺 東棺のみ足箱	女棺	×	×	A		③
12	連雲港市海州網 離莊漢墓	江蘇	前漢末～ 後漢初		男		男棺	×	×	A		
13	塩城三羊墩 1号墓	江蘇	前漢末～ 後漢初	合葬墓 (3棺)	?	二椁椁外頭 箱・椁外辺箱	?	×	×	A		④
14	青島市土山屯 6号墓	山東	前漢末～ 後漢初	合葬墓	?	二椁二棺なし 斜坡墓道	1号棺	×	×	A	銅私印。漢隸、謹直な書体	⑳
15	青島市土山屯 8号墓	山東	前漢末～ 後漢初	単人墓	?	一椁二棺辺箱 斜坡墓道	棺内	×	×	A	謹直な書体	㉑
16	青島市土山屯 147号墓	山東	前漢末～ 後漢初	単人墓	男	一椁二棺斜坡 墓道	棺内	×	小計2種・総計 小計42→43	A	謹直な書体。衣物疏簡記名。「堂 邑令劉賜」銅印	㉒ ㉓
17	日照海曲 129号墓	山東	前漢中後期～ 後漢前期	単人墓	女	一椁。棺椁間 に副葬品	?	×	×	A	盗掘により出土位置不明。番号 129-04は完形、同02は上部断欠	㉔
18	日照海曲 130号墓	山東	前漢中後期～ 後漢前期	単人墓	男	一椁二棺?	?	×	1枚チェック、1 枚チェックなし	A	盗掘により出土位置不明。番号 130-03は完形、同05は上部残欠	㉕
19	不明	山東	前漢中後期～ 後漢前期か	?	?	?	?	×	×	A?	簡の下部断欠。年代は書式や内容 から筆者推定	㉖
20	武威県城南郊	甘肅	後漢 (順帝～靈帝)	?	?	?	?	○	贈品「新」、他 「故」と何もの ないもの両方	A	年代は⑮による	⑮ ⑯
21	武威新華郷紅崖 支渠村	甘肅	青龍4年 (魏/236)	?	?	?	?	×	「故」	B	民長左衣物疏	⑮
22	南昌高榮墓	江西	232～238頃	合葬墓 (3棺)	女	大墓(6.18m) 甬道・前後室・ 耳室	乙棺	?	?	A	男性1・女性2。	⑧
23	南昌高榮墓	江西	232～238頃	合葬墓 (3棺)	男	大墓(6.18m) 甬道・前後室・ 耳室	丙棺	×	衣服のみ「故」 合計別筆大書	A		
24	南陵麻橋 2号東呉墓	安徽	呉3世紀半	単人墓	?	3号墓と同等	棺内	×	「故」なし	A	1号墓赤烏8年(呉/245)買地券 あり	⑨
25	南陵麻橋 3号東呉墓	安徽	呉3世紀半	単人墓	?	大墓(6.65m) 甬道・棺室	棺内	×	「故」なし 蕭札有(蕭札の 持ち物)と衣物 疏に記載	A	衣服は「合八種」とするが3点別 筆(?)あり。1枚は穀物貯蔵器・ 食器のみ。 1号墓赤烏8年(呉/245)買地券 あり。楷隸	⑨
26	南昌東湖区 永外正街晋墓	江西	西晋 3世紀末～ 4世紀	合葬墓	男	中墓(4m)甬 道・前後室	男棺	○	「小女」から贈 品。贈品以外に 「故」合計大書。 「種」。	A	中郎。名刺「中郎豫章南昌都郷吉 陽里吳典年七十三字子遠」	⑥

鈴木 直美

No	墓葬名 収集地名	省名	年代	合葬 単人	性別	墓葬規模 ・構造 (棺椁数)	副葬 場所	贈品	チェックマーク	タイプ	備考	典拠
									「新」「故」など			
27	高台駱駝城前涼墓	甘肅	建興5年 (前涼/317)	合葬墓	女	?	女棺	×	「故」	B	趙阿茲衣物疏	⑱
28	高台駱駝城前涼墓	甘肅	建興5年前後 (前涼317前後)		男		男棺	×	「故」	B	趙双衣物疏	
29	高台駱駝城周辺 (推定)	甘肅	建興5年 (前涼/317)	?	女	?	?	×	「故」	B	大女夏侯妙紗衣物疏。出土地推定は㉞	㉞
30	高台駱駝城	甘肅	建興25年 (前涼/337)	?	?	?	?	×	「故」	?	祁立智衣物疏	㉜
31	武威旱灘坡19号墓	甘肅	咸康4年 (前涼/338)	合葬墓	女	?	女棺	×	「故」	B	姬瑜妻衣物疏	⑫
32	南昌火車站 3号東晋墓	江西	永和8年 (東晋/352)	合葬墓	女	大墓(6.61m) 甬道・前後室・ 耳室	男棺	?	「故」	B	衣物疏に「南昌令雷陔命婦」。夫の名刺に「雷陔」。行書	⑰
33	長沙北門 桂花園晋墓	湖南	升平5年 (東晋/361)	単人墓	女	甬道・棺室/ 弧形	墓室	×	「故」	C	周芳命妻潘氏衣物券。石製。墓室中部西壁近くから出土、棺残存せず	① ②
34	玉門金鷄梁 5号墓	甘肅	升平6年 (前涼/362)	?	女	斜坡墓道甬 道・棺室	?	×	「故」	C	四神。趙清衣物疏。書体謹直。年代は棺槨板紀年。男性墓主とともに副葬された封検紀年は建興48年(前涼/360)「酒泉国(?)相章」発信。	㉚
35	高台駱駝城	甘肅	升平7年 (前涼/363)	?	?	?	?	×	「故所有」	B	盈思衣物疏	㉜
36	武威新華郷頭項 村	甘肅	升平12年 (前涼/368)	?	?	?	?	×	×	C	楊某衣物疏	⑮
37	武威新華郷頭項 村	甘肅	升平13年 (前涼/369)	?	?	?	?	×	×	C	烏独渾衣物疏	⑮
38	武威旱灘坡 19号墓	甘肅	升平13年 (前涼/369)	合葬墓	男	?	男棺	×	「故」	B	姬瑜衣物疏 告身あり	⑫
39	高台駱駝城 5号墓	甘肅	升平13年 (前涼/369)	単人墓	?	甬道・棺室	棺内	×	「故」	B	胡運于衣物疏 墓主が胸の前で右手に持つ。	⑱ ㉞
40	玉門畢家灘 26号墓	甘肅	升平13年 (前涼/370)	?	?	?	棺内	×	「故」	C	孫狗女衣物疏 墓主の懐中	㉚
41	玉門畢家灘 40号墓	甘肅	咸安5年 (前涼/375)	?	?	?	棺内	×	「故」	C	四神。 墓主の懐中	㉚
42	玉門畢家灘 37号墓	甘肅	升平22年 (前涼・前秦 /378)	?	?	?	棺内	×	「故」	C	趙宜衣物疏 墓主の懐中	㉚
43	高台駱駝城	甘肅	升平23年 (前涼・前秦 /379)	?	?	?	?	?	?	?		㉜
44	玉門畢家灘 1号墓	甘肅	建元16年 (前秦/380)	?	?	?	?	×	「故」	C	朱少衣物疏 墓主の懐中	㉚
45	玉門畢家灘 38号墓	甘肅	麟嘉7年 (後涼/395)	?	?	?	棺内	?	?	C	墓主の懐中	㉚
46	玉門畢家灘 20号墓	甘肅	麟嘉15年 (後涼/403)	?	?	?	棺内	×	「故」	C	黄平衣物疏 墓主の懐中	㉚
47	玉門畢家灘 30号墓	甘肅	庚子4年 (西涼/403)	?	?	?	棺内	×	「故」	C	呂皇女衣物疏 墓主の懐中	㉚
48	高台駱駝城	甘肅	?	?	女	?	?	×	「本自有」	B	周女胡衣物疏	㉜
49	高台駱駝城	甘肅	?	?	?	?	?	×	「本自有」	B	周南衣物疏	㉜
50	高台駱駝城	甘肅	?	?	?	?	?	×	「故」	C	夏侯勝榮衣物疏	㉜
51	玉門畢家灘 3号墓	甘肅	なし	?	?	?	棺内	×	「故」	A	桓妙親衣物疏 墓主の懐中	㉚
52	玉門畢家灘 51号墓	甘肅	?	?	?	?	棺内	×	「故」	C	墓主の懐中	㉚
53	酒泉金塔板灘墓	甘肅	?	?	?	?	?	×	「故」	?	B、もしくはAか	㉜

〔表1〕について

1. 魏晋までの衣物疏（簡牘・石板）を判明する範囲で年代順に掲載した。集成は陳巧萱「漢代徐州刺史部一帯喪葬簡牘類型分析」（張徳芳主編『甘肅省第二屆簡牘学國際學術研討會論文集』上海古籍出版社，2012年），注（16）呉浩軍論文，注（22）町田隆吉論文，注（12）竇磊論文，賈小軍・武鑫『魏晋十六国河西鎮墓文・墓券整理研究』（中国社会科学出版社，2017年）上巻2を参照した。
2. 墓葬名・収集地名，年代は典拠による。魏晋の衣物疏は一般的に年代と記載者名（墓主名）で記すことが多いが，漢代の衣物疏では墓主名のわからないものがあるため出土した墓葬名や収集地名で表記した。
3. 名刺・名詞や私印，棺への墨書など墓主名や身分を表示する物品が出土している墓葬は備考欄にその物品を入れた。
4. 贈品を明示しているものは「○」，明示していないものは「×」とした。
5. チェックマークがあるものはその種類を記した。同じ欄で墓主の所有をしめす「故」などの文言がある場合はその文言を記した。
6. 考古学的情報や衣物疏の内容は判明する範囲で記入し，不明なものは「？」とした。
7. 〔表1〕所載衣物疏典拠は以下のとおり（公表順）。典拠欄に丸数字で表記。
  - ①史樹青「晋周芳命妻潘氏衣物券考釈」（『考古通訊』1956年第2期）
  - ②湖南省博物館「長沙兩晋南朝隋墓發掘報告」（『考古学報』1959年第3期）
  - ③南京博物院「江蘇連雲港市海州網疇莊木槨墓」（『考古』1963年第6期）
  - ④江蘇省文物管理委員會・南京博物院「塩城三羊墩漢墓清理報告」（『考古』1964年第8期）
  - ⑤南京博物院・連雲港市博物館「海州霍賀墓清理簡報」（『考古』1974年第3期）
  - ⑥江西省博物館「江西南昌晋墓」（『考古』1974年第6期）
  - ⑦南波「江蘇連雲港市海州西漢侍其繇墓」（『考古』1975年第3期）
  - ⑧江西省歴史博物館「江西南昌市東呉高榮墓の發掘」（『考古』1980年第3期）
  - ⑨安徽省文物工作隊「安徽南陵縣麻橋東呉墓」（『考古』1984年11月）
  - ⑩連雲港市博物館「連雲港市当湾黄石崖西漢西郭宝墓」（『東南文化』第3輯，1986年）
  - ⑪揚州博物館「江蘇儀徵胥浦101号西漢墓」（『文物』1987年第1期）
  - ⑫李均明・何双全『散見簡牘合輯』（文物出版社，1990年）
  - ⑬周錦屏「連雲港市唐莊高頂漢墓」（『東南文化』1995年第4期）
  - ⑭連雲港市博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・東海県博物館・中国文物研究所『尹湾漢墓簡牘』（中華書局，1997年）
  - ⑮梁繼紅「武威出土の漢代衣物疏木牘」（『隴右文博』1997年第2期）
  - ⑯党寿山「介紹武威出土の兩件隨葬衣物疏木方」（同『武威文物考述』2001年）
  - ⑰江西省文物考古研究所・南昌市博物館「南昌火車站東晋墓群發掘簡報」（『文物』2001年第2期）
  - ⑱甘肅省文物考古研究所・高台県博物館「甘肅高台県駱駝城墓葬の發掘」（『考古』2003年第6期）
  - ⑲寇克紅「高台駱駝城前涼墓葬衣物疏考釈」（『考古与文物』2011年第2期）
  - ⑳甘肅文物考古研究所「甘肅玉門金鷄十六国墓葬發掘簡報」（『文物』2011年第2期）
  - ㉑張俊民「甘肅玉門畢家灘出土の衣物疏初探」（『湖南省博物館館刊』第7輯，岳麓書社，2011年）
  - ㉒連雲港市博物館「江蘇連雲港海州西漢墓發掘簡報」（『文物』2012年第3期）
  - ㉓呉浩軍「河西衣物疏叢考—敦煌墓券文献研究系列之三」（張徳芳主編『甘肅省第二屆簡牘学國際學術研討會論文集』上海古籍出版社，2012年）
  - ㉔陶玉榮「浅談金塔出土の衣物疏」（『隴右文博』2012年第1期）
  - ㉕田河・秦鳳鶴「甘肅高台駱駝城前涼胡運于墓隨葬衣物疏校釈」（『絲綢之路』2012年第4期）
  - ㉖田河「武威旱灘坡十九号前涼墓衣物疏考釈」（『社会科学戰線』2012年第6期）
  - ㉗劉紹剛・鄭同修「日照海曲漢墓出土遺策概述」（『出土文献研究』第12輯，中西書局，2013年）
  - ㉘白須淨眞「晋の建興五（317）年，故酒泉表是都郷仁業里・大女・夏侯妙々の衣物疏—古陶文銘博物館（北京）所蔵・新資料の紹介—」（『広島東洋史学報』第18号，2013年）

- ②李静「武漢大学簡帛研究中心藏衣物数試積」(武漢大学簡帛研究中心編『簡帛』第10輯,上海古籍出版社,2015年)
- ③彭峪・衛松涛「青島土山屯墓群147号墓木牘」(『復旦大学出土文献与古文字研究中心網站』<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/4199>,2017年12月27日)
- ④青島市文物保護考古研究所・青島市黄島区博物館『琅邪墩式封土墓』(科学出版社,2018年)
- ⑤青島市文物保護考古研究所・黄島区博物館「山東青島土山屯墓群四号封土与墓葬的發掘」(『考古学報』2019年第3期)

〔表2〕

墓葬名	江蘇省					山東省		
	尹湾6号墓			侍其徭墓		海州前漢墓 3号棺	尹湾2号墓	土山屯 147号墓
官職	功曹史			?		?	?	堂邑令
	全点数	「衣」 点数	「レ」 点数	全点数	「衣」 点数	点数	点数	点数
頭	3	0	0	0	0	0	1	15
上衣	33	3	0	20	5	25	26	18
下衣	10	2	0	5	1	3	14	6
履物	5	0	0	0	0	1	3	0
衣衾	7	0	5	4	0	3	3	7
その他	68	0	0	0	0	7	39	27
飯含	1	0	0	0	0	0	0	0
棺	0	-	-	0	-	0	0	0
?	0	-	-	0	-	0	13	0

墓葬名	江西省		湖南省	甘肅省				
	南昌 東吳墓	南昌東湖区 永外正街晋 墓	長沙北門花 園東晋墓	武威 南郊墓	高台駱駝城 前涼墓	武威新華鄉 頭坝村	武威旱灘坡 19号墓	玉門畢家灘 26号墓
官職 身分	?	中郎	公国典衛令 の妻	?	都中	?	駙馬都尉建 義奮節將軍 長史	大女
	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数
頭	18	9	6	0	6	2	3	11
上衣	29	10	12	8	6	6	10	5
下衣	5	5	7	7	4	4	3	4
履物	5	2	2	2	2	1	1	3
衣衾	3	2	2	2	1	1	2	1
その他	45	24	38	10	28	4	18	15
飯含	0	3	1	0	0	0	2	1
棺	0	1	1	0	1	0	1	1
?	12	0	0	0	0	0	0	0

## Rites of Placing the Dead in a Coffin and the Development of the Rites from the End of Western Han to the Wei and Jin Dynasties in Ancient China, from the Perspective of a List of Personal Cloths and Belongings

SUZUKI Naomi

The purpose of this paper is to clarify the contribution of a list of personal cloths and belongings to the rites of placing the dead in a coffin from the end of Western Han to Wei and Jin Dynasties (from the end of the first century B.C. to A.D. fifth century) of ancient China. To achieve the goal, the author first examines the content of and inventory method of a list of personal cloths and belongings, and then compares the list with descriptions of funerary rituals in the *Shisangli* 士喪礼 and *Jixili* 既夕礼 sections of the *Yili* 『儀礼』. The author also considers how richly-furnished burials changed over time by examining items and numbers listed in a list of personal cloths and belongings since Western Han. The author has reached the following three conclusions.

1. According to the *Jixili*, lists of those offered to the dead and of those deposited with the dead were read aloud, and the items in the lists were displayed prior to carrying out a coffin out of a funeral site. A previous research has pointed out that at the funeral of Emperor Daizong of Tang China items to be deposited in a coffin were read aloud during a *dalian* 大斂 rite of placing the dead in the coffin. The list of personal cloths and belongings was also deposited in the coffin, which made it impossible to read aloud the list at the time of carrying the coffin out of the funeral site. The author suspects that, by the same token, a list was read aloud and the items to be deposited with the dead were displayed at the time of placing the dead in a coffin from the end of Western Han to Wei and Jin Dynasties.
2. The inventory method of a list of personal cloths and belongings discovered in the Yinwan M6 is a fairly accurate reflection of various stages of funerary rituals from putting cloths on the dead to placing the dead in a coffin, as described in the *Shisangli*. In fact, it is apparent that other lists of personal cloths and belongings went through several revisions and rewritings, with the aim to accurately record who offered what to the dead in the course of preparation of funerary ritual. It is clear that special attention was paid to avoid hinderance in the process of reading aloud the list and of displaying items listed at the rite of placing the dead in a coffin.
3. Based on lists of personal cloths and belongings in northern Jiangsu and Shangdong Provinces toward the end of Western Han, a ritual existed of putting numerous cloths on the dead from the time of one's death to the time of placing the dead in a coffin. In regions south of the Yangtze River, a practice of putting numerous cloths continued until the end of Western Jin Dynasty. This was probably influenced by a custom of richly furnished burials of Western Han. As the center of the Jin Dynasty moved to the south, however, the number of cloths drastically decreased in the regions south of Yangtze River. This was the result of the Wei and Jin practice of simple burials diffused

to these regions. This should be distinguished from the very local case of Gansu Province where only personal cloths was put on the dead, which was not necessarily related to the case of Wei and Jin practice.

**Keywords:** ancient China from the end of the first century, B.C. to the beginning of the fifth century, A.D.; list of personal cloths and belongings; rite of placing the dead in a coffin; richly furnished burial vs. simple burial.